

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

少子高齢化が進む中、社会経済活動を活性化し、いきいきと安心して暮らすためには、多様な生き方が選択でき、職場・家庭・地域で男女が共に参画することができる社会づくりが重要です。

雇用の分野においては均等な機会と待遇の確保が重要であり、人々の意識・価値観やライフスタイルの変化に伴い、多様な働き方を可能とする環境づくりが求められています。

また、子育てや介護などの多くを女性が担う一方で、男性は仕事中心であり、家庭生活や地域活動における参画が必ずしも十分ではありません。

そのため、男女とも仕事と子育てや介護を両立できるよう働き方の見直しを進め、子育てや介護への社会的な支援を充実するとともに、農林水産業・商工業等自営業においては快適で働きやすい労働環境とゆとりある生活環境づくりが必要です。

さらに、暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、家庭生活・地域活動への男性の参画や防災・災害復興等への女性の参画を促進していくことも必要です。

重点目標 1 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

男女雇用機会均等法の施行から 20 年が経過しますが、県内の雇用者に占める女性の割合は徐々に増加しており、また、人々の価値観、ライフスタイルの変化に伴い、短時間正社員やフレックスタイム制など多様な働き方を選択できる環境整備が求められています。

一方、職場における男女の平等感は家庭や学校等に比べ低い状況です。

このような現状において、男女の均等な雇用の機会と待遇が確保されることが重要です。

そのため、意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくりに向け、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の広報・啓発活動を行うなど、一層の取組を促進することが必要です。

女性就業率の推移

(単位：%)

| | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成12年 |
|-----|--------|--------|-------|
| 新潟県 | 51.8 | 51.3 | 49.1 |
| 全 国 | 47.1 | 47.3 | 46.2 |

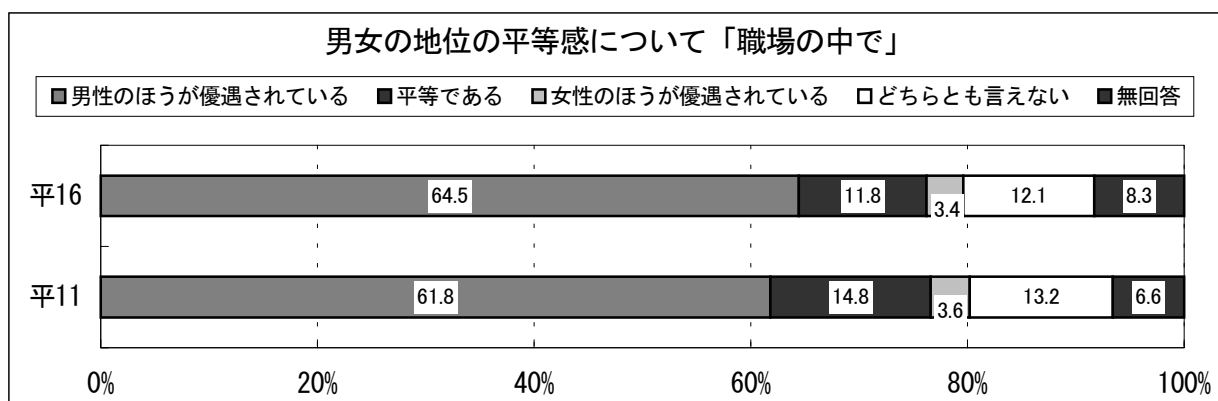
資料：国勢調査報告、総務省

雇用者に占める女性の割合の推移（新潟県）

(単位：千人、%)

| | 平成 4 年 | 平成 9 年 | 平成14年 |
|-------|--------|--------|-------|
| 雇用者数 | 1,031 | 1,089 | 1,050 |
| 女性の数 | 421 | 446 | 445 |
| 女性の割合 | 40.8 | 41.0 | 42.4 |

資料：就業構造基本調査報告、総務省



資料：平成 11 年度男女共同参画に関する意識調査、平成 16 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など環境の整備に努めます。

- 働く女性が男性と均等な扱いを受け、その能力を十分に発揮し、幅広い分野や領域で活躍することができるよう、事業主に対する「男女雇用機会均等法」の周知・啓発に努めます。(産業労働観光部)
- 事業所の雇用管理や労働条件について調査し、女性労働者の雇用実態の把握に努めます。(産業労働観光部)

(2) 女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します。

- 女性の積極的活用と雇用分野の拡大を促進するため、事業主に対する啓発に努めます。(産業労働観光部)
- 企業等において、事業所内教育訓練が実施されるよう啓発に努めます。(産業労働観光部)
- 企業等において労働者に対する研修機会の提供、援助が行われるよう、情報提供、相談を行います。
また、労働者の自発的な職業能力開発の取組を支援するため、助成制度等の活用を促進します。(産業労働観光部)
- 公共職業能力開発施設においては、産業技術の発展や地域産業の要請に対応した訓練内容を充実します。(産業労働観光部)

(3) 起業を志す女性に情報提供などの支援を行います。

- 女性の起業を支援するため、情報提供や研修などの機会提供に努めます。〔再掲〕

重点目標 2 働き方を見直し職業生活と家庭・地域生活の両立を可能とする就業環境の整備

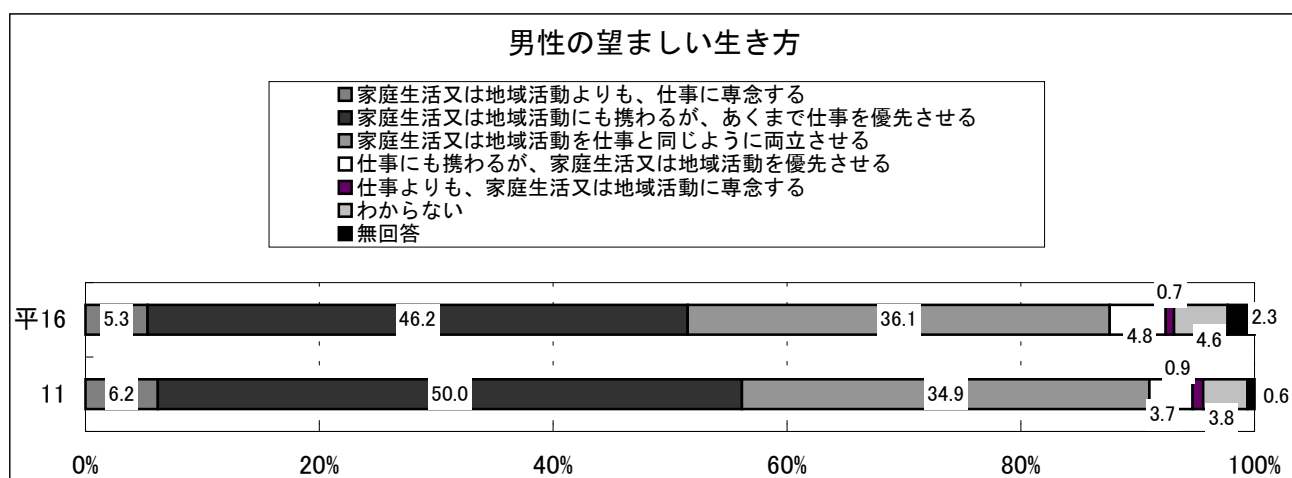
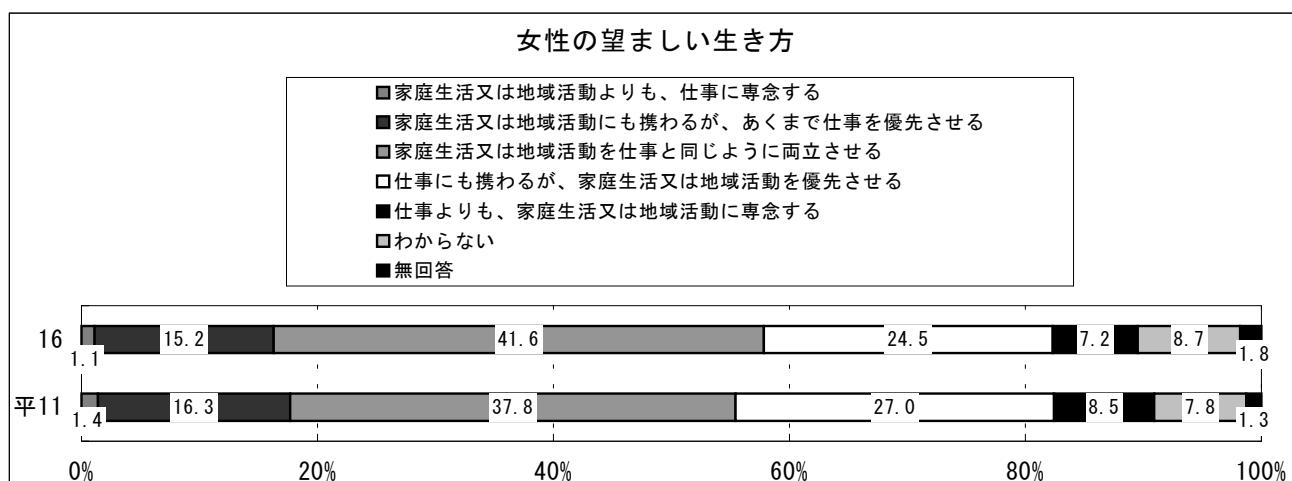
【現状と課題】

女性の望ましい生き方は、家庭又は地域活動と仕事の両立と考える人が増加しており、また、男性の望ましい生き方は、家庭又は地域活動にも携わるが仕事を優先と考える人が最も多いものの、両立が望ましいと考える人が増加しているという状況があります。

このような状況から、男女とも、仕事と家庭・地域活動との両立を可能とする働き方を選択できるような取組が求められています。

育児・介護休業法などの法律が整備され、仕事と家庭・地域活動を両立していくための制度が充実されましたが、一部では利用しにくい環境にあり、特に、男性の利用が進まない状況にあります。（平成 17 年度「男性の育児休業取得率」0.7%、新潟県賃金労働時間等実態調査）

そのため、育児・介護休業法など各種法制度の趣旨を浸透させ、労使双方が働き方の見直しを進めるなど、男性を含めたすべての労働者が職業生活と家庭・地域生活の両立を可能とする環境を整備することが必要です。



資料：平成 11 年度男女共同参画に関する意識調査、平成 16 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 男女が職業生活と家庭・地域生活を両立できるよう働き方の見直しなどの意識啓発に努めます。

- すべての労働者が仕事と生活を容易に両立できるよう、働き方の見直しについて労使の理解の促進に努めます。(産業労働観光部)
- 仕事と生活の両立を推進するとともに、男女の働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図ります。(県民生活・環境部、産業労働観光部)

(2) 男女の働き方を見直し、仕事と育児・介護の両立のための制度の定着を促進します。

- 育児・介護休業等の制度を定着させ、男女を問わず取得しやすい就業環境づくりを推進します。(産業労働観光部)
- 育児・介護を行う労働者が働き方を見直し、多様な勤務形態を選択できるよう、就業環境づくりを事業主に働きかけます。(産業労働観光部)
- ゆとりある豊かな生活の実現に向けて労働時間短縮の普及啓発に努めます。(産業労働観光部)
- 出産・育児等で休業した労働者の円滑な職場復帰や、再雇用制度の導入について事業主に対し啓発を行います。また、出産・育児等で退職した者に対し、正社員も含めた再就職の門戸が広がるよう事業主に対し働きかけるとともに、再就職を支援する制度の周知に努めます。(産業労働観光部)
- 事業所内保育施設の助成制度等を周知します。(福祉保健部、産業労働観光部)
- 仕事と育児・介護の両立を可能とする取組を行うよう、企業等に対する効果的な取組を検討します。(県民生活・環境部、産業労働観光部)

(3) 多様な形態の働き方を可能とする就業環境を整備します。

- 男女が育児・介護と両立しながら職業生活を継続することができる短時間正社員やフレックスタイム制などの雇用形態の普及に努めます。(産業労働観光部)
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)や同指針等を周知するとともに、各種の情報提供や相談に応じます。(産業労働観光部)
- 派遣労働者や有期労働契約者等、多様な形態で働く労働者の待遇等の適正な雇用管理について、事業主に対し周知します。(産業労働観光部)

重点目標3 農林水産業・商工業等自営業におけるパートナーシップの確立

【現状と課題】

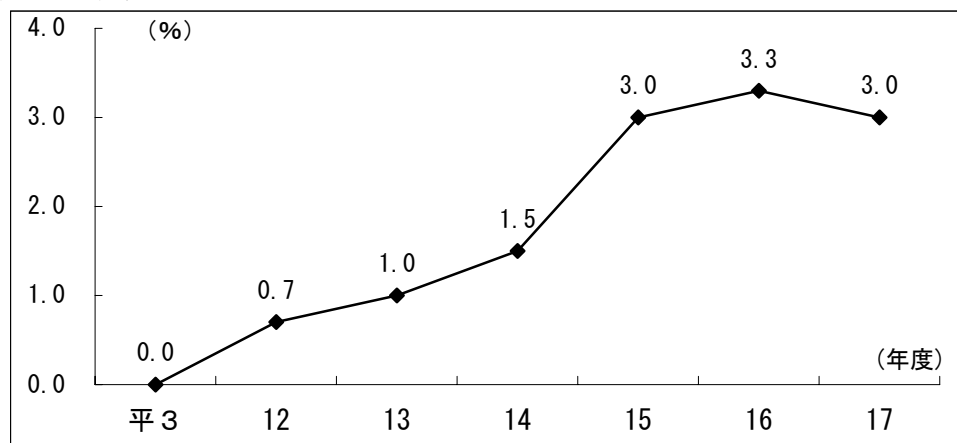
本県は全国平均に比べ農林水産業に従事している者の割合が高く、その約4割が女性であり、また、商工自営業等従事者に占める女性の割合も全国平均に比べ高くなっています。

また、農林水産業・商工業等自営業では、生産の場と生活の場が一体的な場合が多く、女性は労働、家事・育児・介護等の負担をより多く担っているという状況があります。

このような中で、経営や地域の方針決定過程へ参画している女性は増加しているもののいまだ少なく、女性の声が反映されにくい状況にあります。

そのため、女性の経営参画や社会参画を促進するとともに、男女とも快適で働きやすい労働環境とゆとりある生活環境づくりを推進することが必要です。

農業委員への女性の登用率（新潟県）



資料：新潟県 *各年6月1日現在

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します。

- 性別による固定的な役割分担意識やそれらに基づく慣習などの見直しに向けて、優れた取組事例など多様な情報を発信するとともに、男女が共に学び意見交換をする等の学習機会の提供を充実します。

（県民生活・環境部、産業労働観光部、農林水産部）

（2）農林水産業における女性の経営管理能力の向上を図ります。

- 農山漁村で働く女性の就業と生活の実態等に関する調査研究を行うとともに、女性の就業に関する情報提供、相談、研修の充実に努めます。（農林水産部）
- 農林水産業に従事する女性の個々のライフステージに応じて、知識や技術、経営管理能力の向上を図るとともに、世代別の女性のグループや組織の活動を促進します。（農林水産部）
- 女性が持てる能力を十分発揮し、共同経営者としての役割が適正に評価されるよう、家族経営協定(※)の締結の推進に努めます。（農林水産部）

(3) 農林水産業における女性の経済的地位の向上と労働・生活環境を整備します。

- 部門経営や農林水産業に関連する起業活動を行う女性に対して、必要な農林水産物の生産、加工、流通・販売等の技術の修得や、融資、税制、食品安全等に関する多様な規則及びガイドライン等の知識を深めるため、情報の提供に努めます。
(農林水産部)
- 農林水産業に従事する女性が、生産と生活の両面において安全で快適に就業できるよう、労働環境の点検・整備、労働時間の適正化や休日の取得、農作業などの労働ピーク軽減のための仕組みづくりを推進します。
(農林水産部)
- 女性リーダーの育成や女性グループ及び組織等による食の安全・安心等の取組などの交流活動を通じて、都市と農山漁村の相互理解やネットワークづくりを推進するとともに、女性が住みやすく活動しやすい環境づくりを推進します。
(農林水産部、農地部)
- 農林水産業の生産現場における施設整備に当たっては、男女が共に働きやすい条件が確保されるよう、情報提供に努めます。
(農林水産部)

(4) 商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます。

- 商工業等自営業の事業主に対して、女性の労働・生活環境の見直しを働きかけます。
(県民生活・環境部、産業労働観光部)
- 商工会、商工会議所が行う女性の資質向上を図る講習会等の事業を支援します。
(産業労働観光部)

※ 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

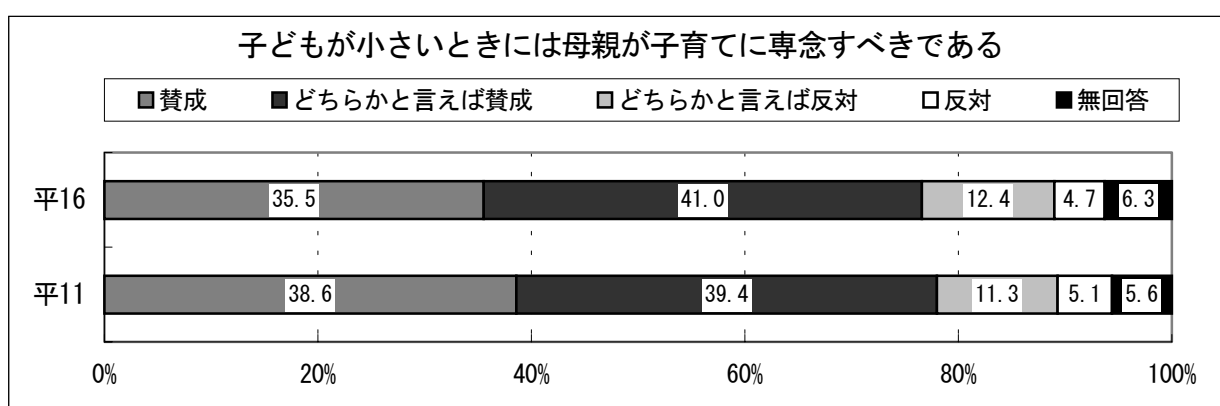
重点目標4 子育て支援システムの充実

【現状と課題】

本県の平成16年の合計特殊出生率は過去最低の1.34となり、全国の合計特殊出生率1.29よりも高いものの、ほぼ一貫して低下傾向にあり、特に近年は全国平均を上回る減少幅となっています。

また、子育ては女性の役割とする考え方が強く、現実にもその負担の多くを担っています。

そのため、育児休業の取得促進など働く男女に対する支援に加え、様々なライフスタイルや家族形態から生ずるニーズに対応した保育サービスの整備や相談・支援体制を充実し、男女が安心して子どもを育てることができる環境を整備することが必要です。



資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査、平成16年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 多様なニーズに対応した保育サービスの充実を促進します。

- 子育て中の男女の就労形態やライフスタイルの多様化に伴うニーズに対応し、低年齢児保育、延長保育、預かり保育、一時保育等、多様な保育サービスの充実を促進します。
(総務部、福祉保健部)
- 学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの推進など、放課後児童対策の充実に努めます。
(福祉保健部)

(2) 地域における子育て支援を充実します。

- 子育て中の保護者同士が交流、情報交換を行うサークルや子育て支援グループなどを育成するとともに、子育てのネットワークづくりを推進し、情報提供等により活動を支援します。
(福祉保健部、教育庁)
- 保護者の子育てに関する相談に応じるなど、幼稚園における相談体制の整備や保育所における地域の子育て支援センター的な役割の充実を促進します。
(総務部、福祉保健部)

- ファミリー・サポート・センターの活動を促進し、地域全体で子育て家庭を支援していく体制づくりに努めます。(福祉保健部)
- 子育てに不安をもつ保護者等のための講座や相談活動を充実します。(福祉保健部、教育庁)
- 小児救急医療体制の整備と産婦人科医の確保に努めるとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、市町村が行う乳幼児医療費助成を支援します。(福祉保健部)
- 児童虐待の防止と適切な対応に努めます。(福祉保健部)
- 子育てしやすい住居環境を整備するため、公的賃貸住宅と子育て支援施設との合築に取り組む市町村を支援します。(土木部)
- 子育て世帯の多様なニーズに対応できる職住近接型の市街地住宅の供給及び良好な住宅市街地の総合的な整備等を促進します。(土木部)
- 幼稚園、保育所、子育て支援センターなどの子育て支援施設と、住宅や他の公共施設、道路、広場等を一体的に整備することにより、安全で子育てしやすい良好な都市づくりを推進します。(土木部)
- 地域の子育てを支援するため、商店街の空き店舗等を活用したコミュニティ施設の設置・運営等に取り組む商店街団体等を支援します。(産業労働観光部)
- 妊産婦や乳幼児を連れて外出する保護者の快適かつ安全な移動を確保するための公共交通機関やそれにつながる施設を整備するとともに、妊産婦等の利用に配慮した建築物の普及を促進します。(県民生活・環境部、土木部、港湾空港交通局)

(3) ひとり親家庭への支援を充実します。

- ひとり親家庭の自立と子育てを支援するため、就業支援、相談等の施策を充実します。(福祉保健部)

(4) 育児休業制度を定着させ、利用を促進します。

- 育児休業制度の定着と男女を問わず取得しやすい就業環境づくりに向けた諸施策を進めます。(産業労働観光部)

重点目標5 高齢者等の社会参画の促進と介護支援システムの充実

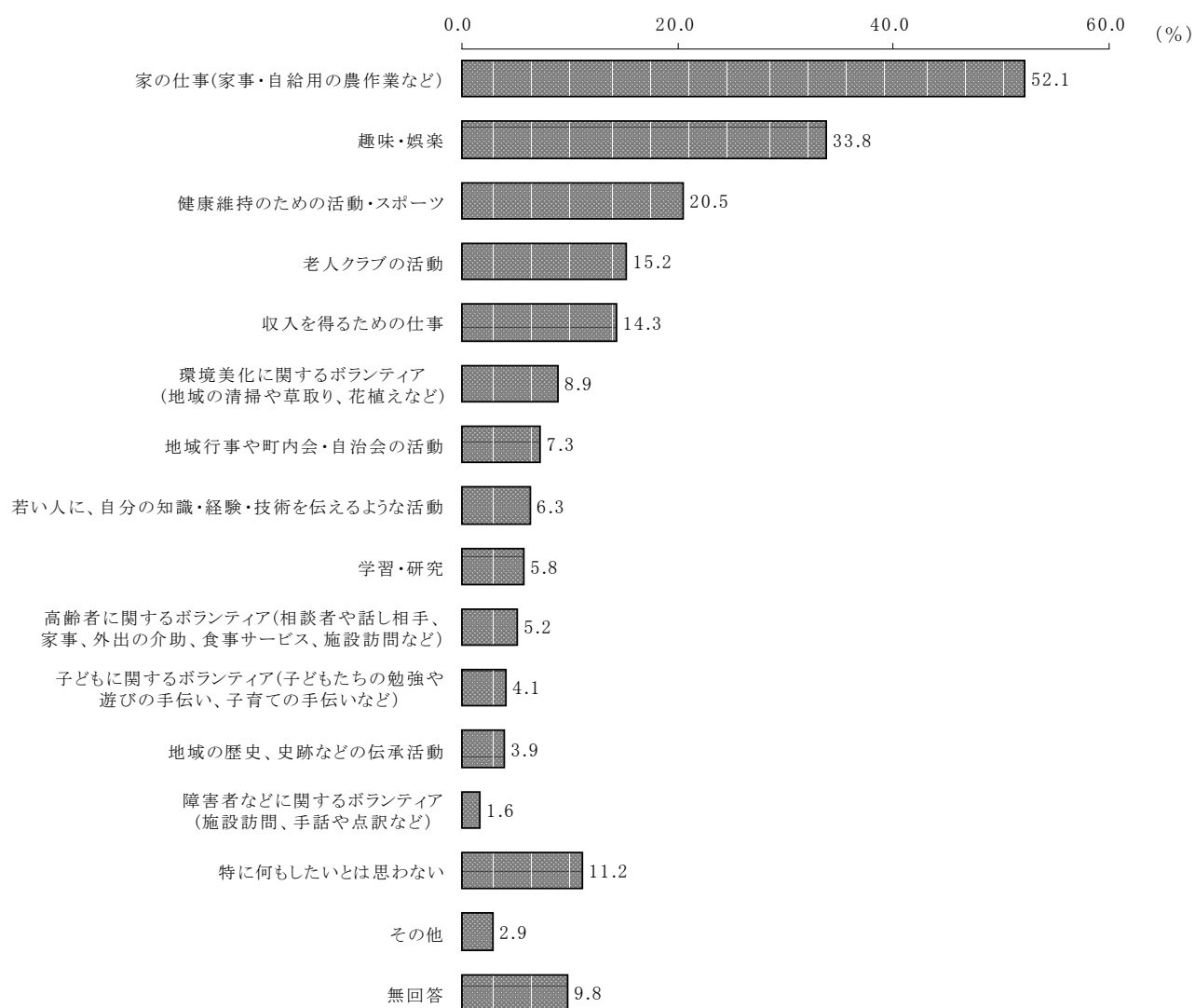
【現状と課題】

本県の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、平成17年7月1日現在23.7%で全国平均と比べ3.8ポイント高く、高齢者に占める女性の割合は約6割となっています。

このような社会を豊かで活力あるものとしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、社会を支える重要な一員として、その役割を積極的にとらえる必要があります。高齢者や障害者の社会参画の機会を拡大するなど、いきいきと安心して暮らせる環境づくりが必要です。

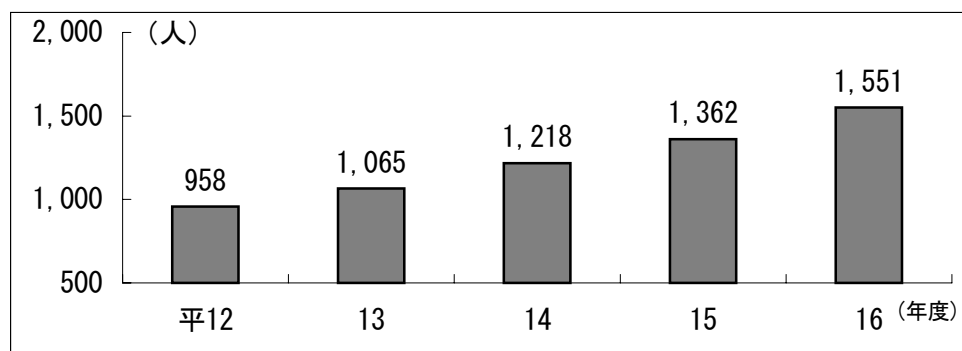
一方、従来、家庭における介護の役割は主に女性が担ってきていることから、社会全体で支えていく考えに立った介護体制を整備することも必要です。

高齢者が今後行いたい活動（新潟県）



資料：平成16年7月高齢者基礎調査、新潟県

介護支援専門員数（新潟県）



資料：新潟県 ＊各年 10 月 1 日現在

＊ 1 介護支援専門員の常勤換算数

＊ 2 介護支援専門員・・・要介護者からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な住宅又は施設のサービスが利用できるように、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うことを職務とする。

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）高齢者等の地域活動への参画を支援します。

- 高齢者とその豊かな経験や知識、技能を生かし地域への還元を図ることができるよう支援します。（福祉保健部、産業労働観光部）
- 老人クラブ等の事業を通じ、高齢者の自主的な活動を支援します。（福祉保健部）
- 高齢者が農林水産業や農山漁村地域の発展のため、生涯現役をめざし能力と意欲に応じて実施する活動を支援します。（農林水産部）
- 高齢者や障害者の快適かつ安全な移動を確保するための公共交通機関やそれにつながる施設を整備するとともに、高齢者等の利用に配慮した建築物の普及を促進します。（県民生活・環境部、福祉保健部、土木部、港湾空港交通局）
- 障害者が地域で暮らし、社会参加する力の向上を支援します。（福祉保健部）

（2）高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します。

- 介護の負担が家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度について、理解と利用を促進します。（福祉保健部）
- 介護負担を軽減するサービスの充実や人材の育成等、高齢者の生活支援体制を整備します。（福祉保健部）
- 介護休業制度の定着と男女を問わず取得しやすい就業環境づくりを推進します。（産業労働観光部）

重点目標 6 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進

【現状と課題】

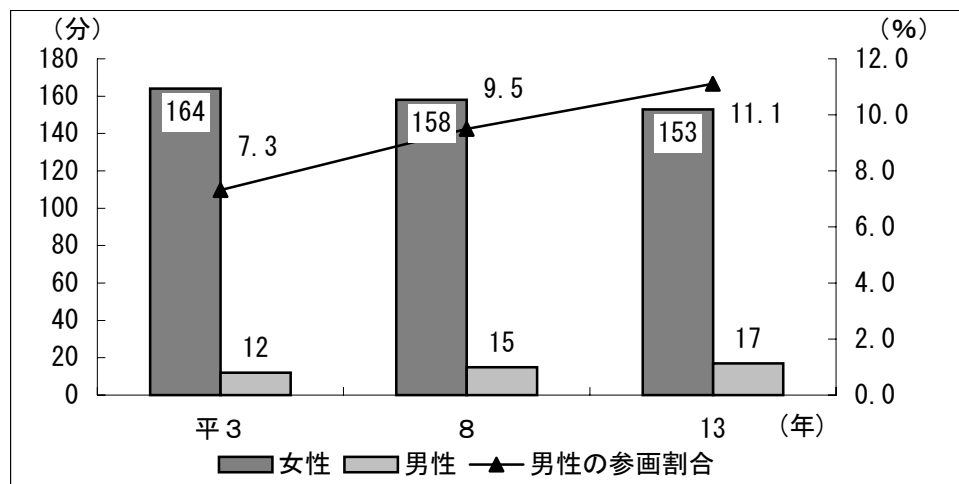
本県は女性の就業率が全国平均より高く、働いている女性が多いことが特徴です。特に有配偶女性就業率（40～44歳）は79.2%で全国第6位となっています。（平成12年度、国勢調査報告書）

しかし、家事、育児、介護や地域活動への男性の参画は、女性に比べまだ少ない現状にあります。

充実した心豊かな生活を送るためには、家庭において、家族協力の下、それぞれが家事、育児、介護等を担う必要があります。

また、暮らしやすい活力ある地域社会をつかっていくためには、地域社会等への住民参加が重要であり、男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進することが必要です。

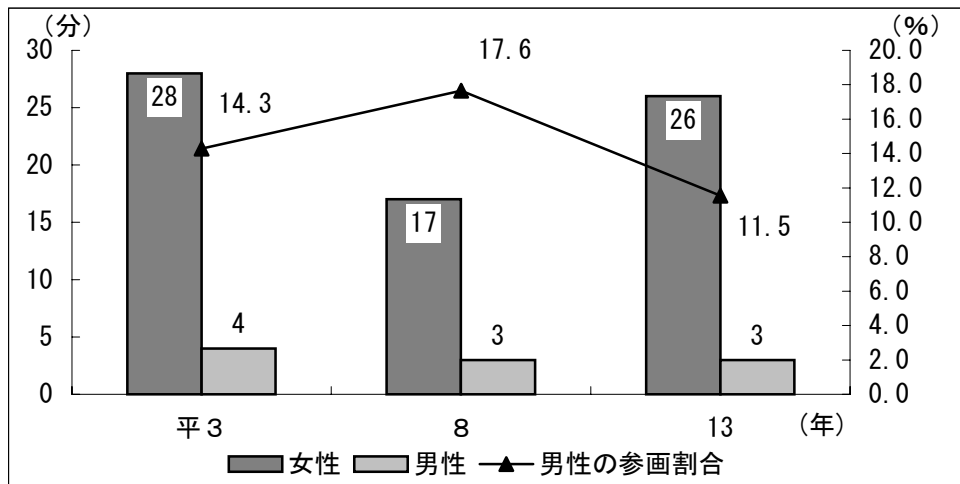
家事における男性の参画割合等（新潟県）



資料：総務省「社会生活基本調査」行動の種類別総平均時間（15歳以上）

* 「男性の参画割合」は、女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合

育児における男性の参画割合等（新潟県）



資料：総務省「社会生活基本調査」行動の種類別総平均時間（15歳以上）

*「男性の参画割合」は、女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）家事、育児、介護等への男性の参画を促進します。

- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれないようにするため、各種の研修会や講習会を開催します。（県民生活・環境部、福祉保健部、産業労働観光部）
- 家庭内において男女平等意識の定着を図るため、保護者に対して学習機会や情報を提供します。〔再掲〕
- 父親の家庭教育への一層の参画を促進するため、公民館や企業と連携し、地域や職場内において講座等を開催します。（教育庁）

（2）NPO等や地域活動への男女の共同参画を促進します。

- 暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくため、地域活動に男女が共に参加するようあらゆる機会を通じて広報・啓発を図ります。（全部局）
- ボランティアやNPO等の活動に男女が共に参加でき、また、その中で日ごろの学習活動の成果や知識を活かせるような環境整備を促進します。（県民生活・環境部）

重点目標7 防災・災害復興等への男女共同参画の促進

【現状と課題】

平成16年10月に発生した新潟県中越大震災では、多くの被災者が長期の避難生活を余儀なくされ、その時の被災者の声から男女双方のニーズに対応した対策を講ずる必要性が明らかになりました。

また、多くの女性が地域づくりや環境保全分野に関する取組を積極的に行っており、リーダーとして活躍する女性も見られるようになってきました。

防災・災害復興や地域づくり、環境保全は、いずれも身近な課題で直接暮らしの改善につながる分野であり、多様な発想、活動の活性化を図ることによって新たな取組が期待できることから、これらの分野における男女共同参画を進めることが必要です。

まちづくりコーディネーター養成講座修了者数（新潟県）（単位：人）

| 年度 | 平8 | 平9 | 平10 | 平11 | 平12 | 平13 | 平14 | 平15 | 平16 | 平17 | 計 |
|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男性 | 45 | 21 | 25 | 29 | 24 | 22 | 22 | 20 | 18 | 11 | 237 |
| 女性 | 10 | 8 | 8 | 10 | 9 | 11 | 8 | 9 | 8 | 9 | 90 |
| 計 | 55 | 29 | 33 | 39 | 33 | 33 | 30 | 29 | 26 | 20 | 327 |

資料：（財）ニューにいがた振興機構

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します。

- 防災・災害復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
（県民生活・環境部）
- 男女のニーズを踏まえた防災計画や防災マニュアル等を作成します。
（県民生活・環境部）
- 災害時の避難所等、防災・災害復興の様々な場面における支援体制に女性の参画を促進します。
（県民生活・環境部）

（2）地域づくりへの男女共同参画を促進します。

- 地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
（総務管理部、産業労働観光部）
- 女性の参画した地域づくり事例の情報提供を通じて、各地の自主的な取組を促進します。
（総務管理部、県民生活・環境部、産業労働観光部）

（3）環境保全の取組への男女共同参画を促進します。

- 環境保全分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
（県民生活・環境部）
- 環境問題に関する教育や広報活動を通じ、日常生活による環境への負荷を減らし環境を保全する取組への男女の参画を促進します。
（県民生活・環境部）

- 環境問題に関する情報提供や交流の場の提供とともに、環境問題に取り組む団体等の活動を支援します。(県民生活・環境部)